

現場に学ぶ

# 森林環境税の活かし方

## 早わかり

Q & A

## 森林環境税

住民税に1人1000円を上乗せする「仮森林環境税」がスタートする。国民から徴収が始まるのは2024年度だが、19年度からは国が立て替える形で、事業は先行実施されるという。

試算では年620億円にもなる財源。気になるポイントをQ & A形式でまとめた。

### Q 森林環境税ってなに？

**A** 「平成30年度税制改革大綱」で導入が決まった新税。背景には、手入れの行き届かない過密人工林の問題がある。国は、国土保全や森林整備などの財源を確保するため、広く国民から税金を集めることにした。森林がある地域は限られているが、防災や水源涵養など、公益的な機能の恩恵は全国土に及ぶという考え方だ。

### Q どのように徴収・分配されるの？

**A** 具体的には、市町村が個人住民税と併せて一律1000円（年額）を徴収。約6200万人の納税者が対象となり、年620億円の税収になる。都道府県を経

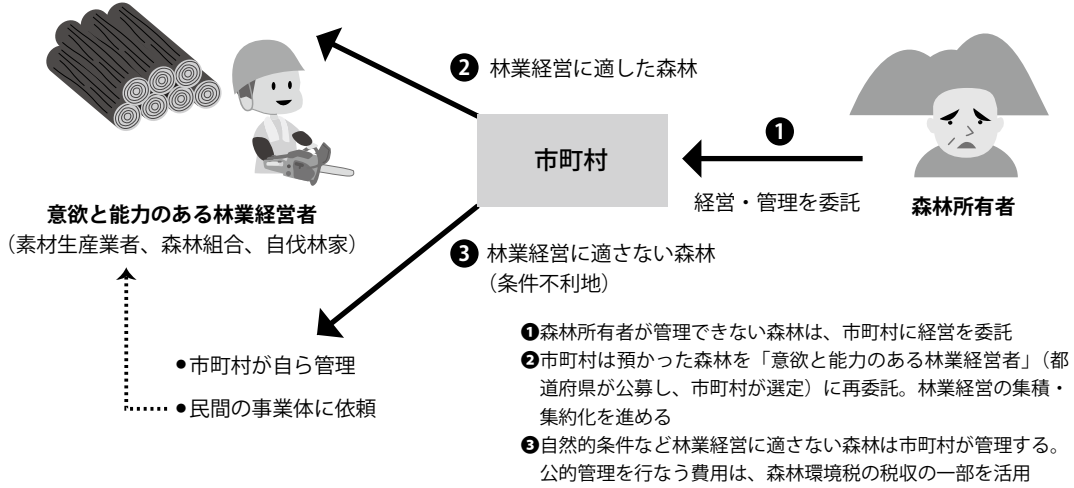
由して国の特別会計に全額納められた後、私有林（人工林）の面積、林業従事者数、人口に応じ、総額の1割を都道府県、9割を市町村に按分する。

森林環境税は、住民税に年1000円を上乗せしている復興特別税の終了後、24年度から徴収される。ただし、19年度からの「新たな森林管理システム」の実施に伴い、19〜23年度の間は国が立て替える。

### Q どんなことに使われるの？

**A** 市町村は「間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発など、森林整備およびその促進に関する費用」に、一方、都道府県は「森林整備を実施する市町村の支援などの費用」にと、あらかじめ使途が定められているが、具体的

新たな森林管理システム



なメニューはまだはっきり決まっていない。

**Q** 新税の用途とセットといわれている「新たな森林管理システム」とは？

**A** 昨年11月、規制改革推進会議の「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進」の提言を受け、林野庁は森林所有者と林業経営の担い手をマッチングさせる「新たな森林管理システム」の検討に入った。その根拠法となる「森林経営管理法」が今国会で審議される。

新たな森林管理システムでは、上図のように森林所有者が管理できない森林を市町村に経営委託することになっている。市町村は、森林所有者から林業経営を行なう権利（上限50年の経営管理権）を取得して自ら森林を管理、または民間の事業者（自伐林家も対象となる）に再委託するという仕組みだ。いわゆる「森林バンク」構想で、これが進めば森林の所有と施業の分離が進み、地域の山に関わる人がますます減ってしまうという批判がある。

条件不利地で採算がとれない森林は、市町村が自ら管理（または民間事業体に依頼）することになるが、林野庁としては、森林環境税の税収をその費用に充てることを想定している。

**Q** 地方版の森林環境税とどう違うの？

**A** 森林保全などを目的とした税金は、すでに都道府県で導入・活用されている。2003年、高知県で始まった「森林環境税」がきっかけとなり、その後全国各地に拡大。現在は37府県と1市（横浜市）で、地方版・森林環境税を使った森林整備（ハード事業）や教育・広報（ソフト事業）が行なわれている。

新たに国の森林環境税が始まると、「事業が重複し『二重課税』になるのでは」という声も多い。そのため政府は税金の使い道が重ならないように調整を進める意向のようだ。

林業を集約して大きい民間の事業体に任せようというのがこれまでの国の方針で、都道府県の森林環境税も多くはその方向で「大きい林業」の支援に充てられている。しかし、なかには予算は少なくとも、自治会や森林ボランティアなど、山に関わる人たちに広く支援する事業も見受けられる（次ページ）。国よりは「現場に近い」せいだろうか。

国の森林環境税も現場の声に耳をすまし、担い手を選別する財源ではなく、担い手を増やすような「小さい林業」の支援に使えるようにしてほしい。